

1625



(地I95)

平成18年9月15日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 井



海上保安庁への個人情報の提供について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて先般、鹿児島県沖にて高速船海難事故が発生した際、海上保安庁がその負傷者を受け入れた複数の医療機関に対して、氏名や負傷の程度等について口頭による照会を行ったところ、個人情報保護を理由として断られたとする報道が一部でなされました。

これを受け、小職が海上保安庁と協議を重ねてきた結果、本件に関して別紙のとおり、海上保安庁との間で合意を得ることができ、今般、同庁より本会に対して別添の協力依頼文書が発出されました。

また、海上保安庁より各管区本部に対しても、海難発生時の負傷者に関する医療機関からの情報収集体制の構築について添付の通知が発出されております。上記別紙に示されているとおり、海難事故発生時における海上保安庁の情報収集に対する医療機関の個人情報の提供につきましては、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第4号に該当するものと考えられます。

つきましては、貴会におかれましては、本件についてご了知いただくとともに、海上保安庁への情報提供の仕組みづくりにつきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、貴会管下医療機関への周知方につきましても併せてよろしくお願いいたします。

併せて、海難災害に備えて平素より意思疎通や連携を図り、「顔の見える関係」を築くため、地域での災害対策協議会や防災訓練等において、海上保安庁に参加などを呼びかけていただければ幸甚に存じます。

また、内陸地域の県医師会におかれましても、大事故や特殊災害等の際には患者の転送を受け入れることが予想されますので、本件についてご留意いただき、医師会ブロック単位等での協議にご参加いただければ幸甚に存じます。

追って、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及びそのQ & Aにおける本件の取扱いについては、厚生労働省担当課とも協議済みであることを申し添えます。

平成 18 年 7 月 24 日

海上保安庁による海難発生時の負傷者に関する情報収集について
(「社団法人日本医師会」及び「海上保安庁」の合意事項)

1 海上保安庁による情報収集の必要性について

海上保安庁は、「海上保安庁法」(昭和 23 年法律第 28 号)に基づき、海難の救助をその任務の一つとしており、巡視船艇・航空機による救助活動、管区海上保安本部・海上保安部等における対策本部の設置、自衛隊等関係機関との連携救助体制の構築などを迅速に行わなければならない。係る場合、海難の規模を速やかに特定することが必須の条件であり、海難船舶数、大きさ、死傷者数などが判明して初めて適切な救助活動が可能となる。

このため、海難発生時に負傷者が発生した場合においては、当庁の任務の一つである海難救助業務の一環として、負傷者に関する次の情報について速やかに情報収集を実施しなければならない。

- ① 死傷者の人定に関する情報(氏名、年齢、性別、住所)
- ② 負傷者の負傷の程度(負傷の状態、全治に要する期間、重軽傷の別)
- ③ 医療機関で死亡確認された場合は、死亡判定時刻及び負傷等の状況の概略

2 「個人情報保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)との関係

前記情報収集については、適切な海難(人命)の救助の実施を目的とし、公共の安全を確保する観点から行うものであることから、同法第 23 条第 1 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」に該当するものと考えられる。

3 海上保安庁による医療機関からの情報収集の前提

(1) 医療機関

- ① 救急医療の提供を最優先とし、可能な範囲での対応とする。
- ② 電話での照会は、折り返し電話を基本とする。

(2) 海上保安庁

- ① 医療機関が救急医療の提供を最優先していることを十分認識する。

② 地域における防災訓練などで、普段から関係者と顔の見える関係作りを行う。

(3) 収集した情報の利用の限定

海上保安庁において収集した情報の利用方法は、以下に限定し、海上保安庁の責任において利用する。

- ① 適切な海難救助体制の構築のため
- ② 海難又は人身事故の防止及び救助業務の質の向上のため
- ③ 海難及び救助活動についての対外的（社会的）説明のため

4 情報収集の方法

下記のいずれかの方法によるものとし、可能な範囲で医療機関の希望する方法とする。

- ・ 電話又はファックスによる収集
（海保からの電話に対する医療機関からのコールバック）
- ・ 直接訪問による収集（証票又は身分証による身分の証明）
- ・ 電子メールによる収集



保警救 4 9 号

平成 18 年 7 月 31 日

社団法人日本医師会

常任理事 石井 正三 殿

海上保安庁警備救難部救難課長

木田 祐二



海難により発生した負傷者に関する個人情報の医療機関からの提供について

平素より海上保安業務につきましては、格段のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 4 月、鹿児島県佐多岬沖合い海域において発生した高速旅客船「トッピー 4」事故におきましては、最終的に 110 名に上る負傷者が発生する事態となりました。事故直後、所轄の海上保安部署が、搬送先の医療機関に対して、負傷者の氏名及び負傷の程度等に関する情報収集のため、電話による照会を行いました。患者の個人情報保護上の理由から情報提供が行われない例がありました。

当庁は海難発生に際し、適切な救助体制の構築及び救助の実施のため、海難の規模を速やかに特定することが求められ、海難により発生した負傷者の人定に関する情報及び負傷の程度等に係る情報(個人情報)を迅速に収集する必要があります。

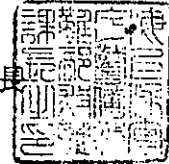
このため、貴会におかれましても、迅速な情報提供についてご理解いただくとともに、貴会から各医療機関に対するご指導等につきましてご協力をお願い申し上げます。



保警救第69号
平成18年9月15日

第一～十管区海上保安本部 警備救難部長
第十一管区海上保安本部 次長 殿

本庁警備救難部救難課長



海難により発生した負傷者に係る情報収集について

本年4月、鹿児島県佐多岬沖合い海域において、高速航行中のジェットフォイル旅客船「トッピー4」が海中の漂流木材と衝突し、乗員と乗客の全員(110名)が負傷する海難が発生した。

負傷者の救助活動については、機動救難士、巡視船艇等が迅速に発動し、重傷者等を救助、搬送するとともに、その他の負傷者は本船により付近港に入港後、救急車で多数の医療機関に分散搬送され、直後に海上保安部が医療機関に対し負傷者の氏名、負傷の程度等の情報提供を要請したところ、医療機関が個人情報保護の理由等から情報の提供を拒み、結果的に迅速な情報の収集に支障を来たすこととなった。

元来、海難発生時においては、海難(規模)の特定、適切な救助体制の構築等の公共上の目的から、迅速に負(死)傷者に係る情報の収集を行う必要があると、その収集が迅速に実施できないと、海難救助活動に支障が生じることとなる。

このため、同海難終了直後から、社団法人日本医師会及び厚生労働省と同問題に関する検討を鋭意行った結果、今般、下記のとおり結果を得ることとなったので、各管区本部では必要な措置を図るとともに、部署に対し周知を図り、海難発生時における負傷者等に関する情報収集体制の構築に万全を期されたい。

記

1 海上保安庁が行う情報収集の位置付けについて

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第23条においては、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとし、その除外事例の一つ(同条1項4号)として「国の機関若しくは地方公共団体又は

その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」と規定されている。

さらに、厚生労働省が策定した『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライ」に関するQ&A(事例集)』の「Q5-24」の後段においては、『「個別の犯罪捜査以外でも、例えば災害発生時等に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等公共の安全と秩序維持の観点から照会する場合は、同法(個人情報保護法)第23条第1項第4号の「国の機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」で、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当すると考えられる」旨、見解を示している。

- (2) 海上保安庁が行う、海難発生時における負傷者に関する情報の収集についても、「公共の安全と秩序維持の観点から照会を行う場合」に該当するものであり、前記の厚生労働省(医政局)との検討においても、そのような解釈で問題は無い旨の見解が出されている。

2 今後の医療機関からの情報収集について

(1) 海上保安庁が行う情報収集の位置付けの明示

- ① 前記の個人情報保護法上の取扱いについて、社団法人日本医師会から各都道府県医師会あて、別添「海上保安庁への個人情報の提供について」(平成18年9月15日付地I95)のとおり周知がなされることとなった。
- ② 厚生労働省においても、今後、『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライ」に関するQ&A(事例集)』の改訂時に、「個別の犯罪捜査以外でも、例えば災害発生時等に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等」を、「例えば災害発生時等に警察又は海上保安庁が」に改正する予定である。

(2) 各管区本部においては、医療機関からの情報収集体制の構築について、部署への指示を含め次の事項を実施すること。

- ① 都道府県医師会(窓口:救急災害医療担当役員(管区本部部長相当職))又は郡市区医師会と連絡を密にし、前記医師会の通知の確認、認識の斉一性の醸成等を図ること。
- ② 海難発生時に負傷者が搬送される主要医療機関との間において、別添の別紙合意事項を基に事前の確認を行うこと。

(3) 情報のスムーズな交換については、両者の関係構築が必要であることから、医師会(医療機関)が関係する防災訓練への参加、及び洋上救急慣熟訓

練、海難救助訓練等の当庁訓練への医師会(医療機関)への参加要請等、日頃から「顔の見える関係作り」に努めること。

3 消防機関からの情報収集体制について

海難により生じた負傷者が救急車により医療機関に搬送された場合、負傷者にかかる情報は搬送した消防署を經由して消防本部等に集約される。

このため、情報収集の手段として消防機関から負傷者に関する情報の提供を受けることの可否について、総務省消防庁救急企画室に照会したところ、法的には問題ない旨の回答を得た。以上のことから、地域の消防機関のそれぞれの体制に応じ、消防機関との間においても適切な情報収集体制の構築を図ること。

平成 18 年 7 月 24 日

海上保安庁による海難発生時の負傷者に関する情報収集について (「社団法人日本医師会」及び「海上保安庁」の合意事項)

1 海上保安庁による情報収集の必要性について

海上保安庁は、「海上保安庁法」(昭和 23 年法律第 28 号)に基づき、海難の救助をその任務の一つとしており、巡視船艇・航空機による救助活動、管区海上保安本部・海上保安部等における対策本部の設置、自衛隊等関係機関との連携救助体制の構築などを迅速に行わなければならない。係る場合、海難の規模を速やかに特定することが必須の条件であり、海難船舶数、大きさ、死傷者数などが判明して初めて適切な救助活動が可能となる。

このため、海難発生時に負傷者が発生した場合においては、当庁の任務の一つである海難救助業務の一環として、負傷者に関する次の情報について速やかに情報収集を実施しなければならない。

- ① 死傷者の人定に関する情報(氏名、年齢、性別、住所)
- ② 負傷者の負傷の程度(負傷の状態、全治に要する期間、重軽傷の別)
- ③ 医療機関で死亡確認された場合は、死亡判定時刻及び負傷等の状況の概略

2 「個人情報保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)との関係

前記情報収集については、適切な海難(人命)の救助の実施を目的とし、公共の安全を確保する観点から行うものであることから、同法第 23 条第 1 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」に該当するものと考えられる。

3 海上保安庁による医療機関からの情報収集の前提

(1) 医療機関

- ① 救急医療の提供を最優先とし、可能な範囲での対応とする。
- ② 電話での照会は、折り返し電話を基本とする。

(2) 海上保安庁

- ① 医療機関が救急医療の提供を最優先していることを十分認識する。

② 地域における防災訓練などで、普段から関係者と顔の見える関係作りを行う。

(3) 収集した情報の利用の限定

海上保安庁において収集した情報の利用方法は、以下に限定し、海上保安庁の責任において利用する。

- ① 適切な海難救助体制の構築のため
- ② 海難又は人身事故の防止及び救助業務の質の向上のため
- ③ 海難及び救助活動についての対外的（社会的）説明のため

4 情報収集の方法

下記のいずれかの方法によるものとし、可能な範囲で医療機関の希望する方法とする。

- ・ 電話又はファックスによる収集
（海保からの電話に対する医療機関からのコールバック）
- ・ 直接訪問による収集（証票又は身分証による身分の証明）
- ・ 電子メールによる収集

鹿児島
高速船事故

「搬送者名と言えない」

海保の電話照会に病院側

異議あり



鹿児島県の医療機関から「個人情報分かった。負傷者が100人、佐多岬沖保護の観点から電話では言えぬ」と断られた。事故で、事後、鹿児島海上保安部が負傷者の情報を収集する際、搬送先

鹿児島海上保安部が負傷者の情報を収集する際、搬送先

命救助や被害の把握を最優先し、乗客に対応してほしい」としている。鹿児島海保によると、事故発生後の9日深夜から翌10日未明にかけて、少なくとも約80人の負傷者が、同県指宿市と鹿児島市の十数か所の病院などに運ばれた。

く人数や氏名、負傷の程度などを確認できた。負傷者情報の取りまとめには最終的に4日を要した。厚生労働省のガイドライン(指針)の事例集では、医療機関は災害発生時などに捜査機関の照会に対し、負傷者の住所や氏名、負傷程度などを答えられる。堀

部政男・中央法科大学院教授は「今回の対応は過剰反応ではないか」と指摘している。この事故で、鹿児島海保は12日、高速船の乗員・乗客数が計110人で、全員が負傷していたとの最終集計結果を発表した。

同海保は、負傷者が到着した二つの港で負傷者の氏名や搬送先などの概要をまとめ、各医療機関に電話で確認しようとしたが、「個人情報にかかわる」とは言えない」と大半は断られた。このため、すべての搬送先に海上保安官を派遣、海上保安手帳を提示して身分を明らかにした上で、よつや